

中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定事業実施要領

（目的）

第1条 この要領は、中小企業応援プロジェクト！摂津ブランド認定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、摂津市内の事業所等で生産・製造・加工され、一定の基準を満たす優れた商品等を認定し、情報発信することで、商品ブランドの確立、販売促進、さらなる技術力向上の一助とする。また、摂津市の健康増進や資源循環推進への取り組みに賛同すると同時にものづくりで貢献する事業所等の商品等を積極的に評価することで、摂津市の知名度向上を図り、産業振興と地域活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「摂津ブランド」とは前条の目的を達成するために委員会が認定する商品等をいう。

2 摂津ブランドと認めるものについて「摂津優品（せつつすぐれもん）」という。

（認定基準）

第3条 前条の認定基準は、別に定めるところによる。

（認定対象）

第4条 摂津ブランドの認定の対象となるものは、摂津市内の事業所等で生産・製造・加工された商品等（以下「商品等」という。）とする。

2 食品（飲食店等において提供される料理は除く。）については、安全性の高い原材料を使用するとともに、JAS規格に沿った生産・製造、並びに表示基準が満たされている等、関連法規等の基準を満たしていること。

3 食品以外については、関係法令や安心・安全に関する基準を満たし、PL法対象商品についてはPL保険に加入していることを条件とする。

（認定申請資格）

第5条 摂津ブランドの認定の申請を行うことができる資格のある者は、次の各号の全てに該当するものとする。

（1） 前条の要件を満たす商品等を取り扱う者であって、本社又は製造拠点を摂津市に置き、その実態が1年以上ある中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者（以下、「事業者」という。）及び団体であること。

（2） 市税に未納がない事業者及び団体であること。

（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2号第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）が役員にいない事業者及び団体であること。また、法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

- (4) 摂津市が定める入札参加停止要項に規定される入札参加停止の措置を受けていない事業者及び団体であること。

(認定の申請)

第6条 摂津ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、摂津ブランド認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を次に掲げる書類を添えて別に定める期間内に委員会に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 申請品の写真
- (3) 商品に関する関係法令等の基準を満たすことを説明する資料
 - ・食品衛生法に基づく営業許可証の写し
 - ・PL保険証書の写し
- (4) 会社パンフレット、商品カタログ
- (5) その他認定基準を満たすことを説明する書類
 - ・食品衛生検査報告書の写し
 - ・保健所証明書（食品衛生監視票）の写し

(認定の審査)

第7条 委員会は、前条による申請があったときは、申請書を別に定める認定基準に基づき審査するものとする。

- 2 前項の審査にあたっては、申請者等から意見を聴くことができる。

(認定の決定)

第8条 委員会は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準を満たすと認めるときは、摂津ブランド認定品（以下「認定品」という。）として認定し、摂津ブランド認定通知書（様式第3号）及び認定証を認定者に交付する。なお、審査において、商品等が認定基準を満たないと認めるときは、その理由を付して通知する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する認定に意見を付けることができる。
- 3 委員会は、第1項の認定を行ったときは、認定品の生産者・製造者（以下「取扱者」という。）に対して、登記事項証明書の原本（法人）、住民票の写し（個人）及び市税に滞納がない旨を証明する納税証明書の提出を請求することができる。
- 4 委員会は、第1項の認定を行ったときは、取扱者をホームページ等で公表するものとする。

(認定の有効期限および再認定)

第9条 前条第1項に規定する認定の有効期限は、認定を受けた日の年度を含めた3カ年度とする。

- 2 前項に規定する認定の有効期限が満了となる場合において、再認定を受けようとする取扱者は、委員会の指定する期日までに再認定申請書（様式第4号）を委員会に提出しなければならない。
- 3 前条の規定は、前項の再認定について準用する。

（認定内容の変更）

第10条 取扱者は、次の各号のいずれかに認定内容が該当するときは、摂津ブランド申請事項変更届出（様式第5号）を速やかに委員会に提出しなければならない。

- （1） 認定品の名称を変更したとき
- （2） 取扱者の名称、代表者名若しくは所在地等を変更したとき
- （3） 認定品の生産、製造若しくは販売等を1年以上中止するとき
- （4） 認定品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき
- （5） その他申請書記載事項等に変更が生じたとき

（認定の表示）

第11条 取扱者は、認定マークとして「摂津優品（せつつすぐれもん）」のデザインを用い、認定品及び包装、容器、啓発用品等に認定品であることを証する表示をすることができる。

（認定の調査及び検査）

第12条 委員会は、必要があると認めるときは、認定品の調査又は検査を行うことができる。

（認定の取り消し）

第13条 委員会は、認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- （1） 認定品が認定基準に満たないと認められるとき
 - （2） 虚偽の申請により認定を受けたとき
 - （3） 第12条の規定による調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき
 - （4） 認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止又は廃止したとき
 - （5） その他、摂津ブランドの信頼を著しく損なう行為があったとき
- 2 委員会は、認定を取り消したときは、摂津ブランド認定取消通知書（様式第6号）により取扱者に通知するとともに、その対象となる認定品及び取扱者を公表するものとする。
 - 3 取扱者は、第1項の取り消しを受けたときは、直ちに摂津ブランド認定証及び認定マークを委員会に返還しなければならない。
 - 4 取扱者は、第1項の取り消しを受けたときは、摂津ブランド認定取消通知書を受け取った日以降、第11条の規定による認定品であることの表示を行ってはならない。
 - 5 第1項に規定する認定の取り消しを受けた取扱者は、取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

(支援事業への参加)

第14条 取扱者は、委員会及び摂津市、摂津市商工会が企画する指定された販売促進等を図るための支援事業に参加できるものとする。

(認定品取扱者の責務)

第15条 取扱者は、この要領の規定を誠実に遵守するとともに、認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に摂津ブランドのイメージ向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに委員会に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

(損害に関する責任)

第16条 認定品の品質、流通及び販売等により事故等が発生した場合、認定取扱者がその損害賠償責任を負うものとし、委員会は、その原因の如何に問わず、これを負わない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

この要領は、平成30年6月4日から施行する。